平成２４年（フ）第３４５号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町３丁目14番27―103号　グランデュールタナカＡ棟、前住所埼玉県鶴ヶ島市脚折町１丁目５番18号　サンクィーン202号
破産者　加藤　健二
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３７８号
埼玉県川越市大字寺尾158番地29、住民票上の住所埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1352番地４
破産者　二瓶　行雄
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３７９号
埼玉県川越市大字寺尾158番地29
破産者　二瓶　　翔
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２１７３号
札幌市豊平区月寒東５条17丁目10番18号　第３豊川マンション１階左
破産者　津田　　一
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９８０号
札幌市豊平区平岸６条17丁目１番１―605号
破産者　伊豫田孝弘
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２５４号
札幌市北区屯田５条８丁目３番11号
破産者　竹浪　誠生
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７２号
札幌市手稲区手稲本町２条２丁目４番28―303号
破産者　津田　秀秋
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８３４号
札幌市東区北25条東18丁目７番３―108号
破産者　秋元　春生
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２４３号
札幌市北区新琴似11条７丁目２番17号湯浅方
破産者　加茂　真吾
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４３号
秋田市川元山下町９番16号　コーポツイン川元Ｂ103
破産者　塚田　三男
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７８号
秋田市横森５丁目19番14号
破産者　鎌田　　正
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３２号
長野市三輪９丁目48番15号
破産者　村松　浩実
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７２号
長野県須坂市臥竜５丁目５番６号
破産者　宮崎　　茂
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１９号
長野市大字三輪1320番地　ダイアパレス長野大通り1102号
破産者　和田　修一
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８９１号
名古屋市緑区大高町字藤塚７番地の41
破産者　野﨑　博行
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５３５号
名古屋市中川区西日置２丁目10番26号　レオパレス西日置201号
破産者　川﨑　亮治
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７２号
愛知県愛知郡東郷町大字和合字南蚊谷25番地５　グローリアス和合東703号
破産者　笹田　清晃
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４５号
名古屋市守山区白沢町182番地の１　プライムアセット白沢Ａ
破産者　二村　宗廣
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９９号
愛知県大府市共和町３丁目12番地の１　第２さつき荘201号
破産者　近藤　　操
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部